**令和元年８月１日**

**職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ**

**（厚生労働省委託事業）**

**栃木労働局労働基準部健康安全課**

**(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部**

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、１年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙は7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。　又、健康増進法改正により、受動喫煙防止は施設管理者等の義務となりました。

望まない受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。どうぞふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

　対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

　日時：令和元年１０月８日（火）13時30分から16時30分まで

　場所：宇都宮市雀宮地区市民センター（〒0133宇都宮市新富町９番４号）駐車場あり

　内容：①　受動喫煙による健康への有害性（改正健康増進法の説明を含む）

　　　　②　職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

　　　　③　職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

（安衛法、健康増進法改正の内容含み、厚労省栃木労働局主任専門官が説明予定。）

　参加申込：以下のメールアドレスに事業所名，参加者名，ご連絡先の電話番号を明記の上、お申し込み下さい。ファックスでも受付けますが、可能な限りメールでお願いします。

　　　　　　申込みメールアドレス：sasaki\_waka217@yahoo.co.jp

一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部

　申込期限：9月30日（月）17：00

参加費：配布テキスト含め無料

問合せ先：　080-2673-6610（担当者：佐々木）

以上

**職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込**

**ファックス番号：028－653－9173**

**（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部**

１０月８日の説明会に出席します．

ご所属：

お名前：

ご連絡先：電話番号：